

厚生労働省発職高第 0328001 号

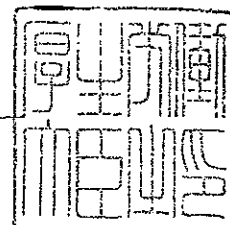
労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第6条第5項において準用する同条第3項の規定に基づき、別紙「高年齢者等職業安定対策基本方針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成20年3月28日(金)

厚生労働大臣 舩添 要



高年齢者等職業安定対策基本方針の一部を改正する告示案要綱

第一 事業主が行うべき再就職の援助等に関する指針の内容の一部改正

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が行う再就職支援コンサルタントによる相談援助業務を削減する等の改正を行うこと。（指針第三の三関係）

第二 その他

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこと。（指針第三の一及び第四の二関係）